



タクシー供給力不足を解消するため
『自家用車活用事業』の運行を4月26日より開始します
＜一種運転免許の保有者＞＜マイカーを活用＞＜遠隔点呼で実施＞

名鉄タクシーホールディングス株式会社（本社：名古屋市中川区、代表取締役社長：浅野丈夫）の子会社である、名鉄交通第一株式会社（本社：名古屋市瑞穂区、代表取締役社長：浅野丈夫）、名鉄交通第三株式会社（本社：名古屋市中川区、代表取締役社長：浅野丈夫）、名鉄交通第四株式会社（本社：名古屋市西区、代表取締役社長：浅野丈夫）、名鉄名古屋タクシー株式会社（本社：名古屋市中川区、代表取締役社長：浅野丈夫）の名鉄タクシーグループ名古屋市内4社は、タクシーの供給力不足の解消および多様な働き方に対応するため、今回新たに普通自動車第一種免許保有者の持ち込み車両を遠隔点呼で運用する「自家用車活用事業」を4月26日に開始します。名古屋交通圏において、自家用車活用事業の運行開始は初めてとなる予定です。これに伴い、運行開始を記念し、同日『自家用車活用事業出発式』を開催します。

詳細は下記のとおりです。

記

1. 開始日

2024年4月26日(金)

2. 出発式について

(1) 日時

2024年4月26日(金) 15:30(雨天決行)

(2) 場所

名鉄タクシーホールディングス株式会社 (名古屋市中川区西日置 2-3-5)

＜アクセス方法＞

・公共交通機関ご利用の場合：名鉄線山王駅より徒歩10分

(3) 内容(予定)

- ・主催者挨拶
- ・来賓挨拶
- ・記念撮影/テープカット
- ・『自家用車活用事業 車両』出発

3. その他

事前に自家用車活用事業ドライバーの方への研修風景など運行開始準備状況の取材を希望される方は、下記まで、お問い合わせください。

なお、出発式の詳細につきましては、改めてご案内します。

4. お問い合わせ

名鉄タクシーホールディングス株式会社 総務部 寺田・桃山 TEL (052) 331-2221

以上

<参考>

1. 「自家用車活用事業ドライバー」について

自家用車活用事業は、いわゆるライドシェアとは異なり、道路運送法第 78 条第 3 号に基づき、タクシー事業者がタクシーと同等の運行管理・整備管理を実施する自家用車による有償運送を指します。

自家用車活用事業ドライバーは、特別な資格は必要なく、車の運転ができる方なら幅広くエントリー可能な仕事です。また、自家用車でお客さまを乗せることができるため、乗り慣れたご自身の車でドライバーになることができます。

2. 「自家用車活用事業ドライバー」の募集要項について(4月4日から募集中)

募集対象は、基本にご自身の車(持込み車両)で自家用車活用事業を行う方を対象とします。

(1) 募集要項

- 給 与：時給 1,500 円に歩合給を加算(固定時給 1,200 円+手当 300 円/時間+歩合給)
- 応募資格：第一種自動車運転免許取得後、3 年以上経過されている方
21 歳以上 70 歳未満の方
従事する日以前の 2 年間において無事故かつ運転免許の停止処分を受けていない方
- 持込み車両：定員 5 人以上 10 人以下、車幅 2,000mm 未満。車両装備として、衝突被害軽減ブレーキ、ETC 車載器が必須
- 雇用会社：名鉄交通第一(株)・名鉄交通第三(株)・名鉄交通第四(株)・名鉄名古屋タクシー(株)のいずれか
※名古屋交通圏(主に名古屋市およびその周辺地域)が営業範囲です
- 雇用形態：週 20 時間未満のパートタイム雇用(副業可)
- 勤務時間：金曜日 16:00~20:00/土曜日 0:00~ 4:00
- 募集人数：15 名程度
- 福利厚生：有給休暇、健康診断、タクシー乗務員としての正社員登用あり(希望者)
- その他：採用後に、研修と持込み車両の検査を行います

(2) 受付方法

下記募集開始受付フォームよりご応募ください。

URL：<https://www.meitakuhd.com/NRS-driver/>



(3) 「自家用車活用事業ドライバー」に関する問い合わせ

名鉄タクシーホールディングス株式会社 「自家用車活用事業ドライバー」担当 吉川・森脇

TEL：052-331-3339